

令和5年3月13日

【在留邦人の皆様へ パスポート(旅券)に関する大切なお知らせ】

令和5年(2023年)3月27日以降、パスポートの発給申請手続きの一部をオンライン化します。

お手持ちのスマートフォンから、オンライン在留届(ORRネット)への登録情報を利用したオンライン申請を行っていただければ、申請時に在外公館に来訪する必要はございませんので、是非ご活用ください。

なお、パスポートを受け取るためには、引き続き在外公館へ来訪する必要があります。また、令和5年(2023年)3月27日以降、今般の法改正に伴い、以下2の申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

1 オンライン申請がスタートします

→パンフレットはこちら(<https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100469221.pdf>)

→ポスターはこちら(<https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100469224.pdf>)

(1) 令和5年(2023年)3月27日から、パスポートの発給申請手続きをオンライン化します(これまでと同様に、窓口での申請も並行して受付します)。

(2) オンライン申請の場合、

・戸籍謄本提出の省略が認められる切替申請は、申請時に在外公館の窓口へ出向く必要がありません(パスポートの受け取りは、窓口となります。受け取る際は、必ず前回のパスポートをお持ちください)。

・新規申請には、戸籍謄本の提出が必要になります。窓口提出、または、日本国内の書留郵便に準ずる送付方法(配達記録付きの宅配便等を含む)であれば郵送で提出することもできます。

(3) 国外居住者の皆様は、オンライン在留届(ORRネット)

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>)へ登録した上で、在留邦人用旅券申請スマホアプリ(近日中にダウンロードが可能となります)を通じてオンライン申請が可能となります。

(4) オンライン申請は、アプリの画面上の案内にしたがって実施いただきますが、手続きの方法については以下にてご確認いただけます。

※今後、アップロードされる情報は次の URL に掲載される予定です。(外務省 HP)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

ア.パンフレット

イ. 手順書(切替申請)(PDF形式)(近日中にアップロード)

ウ. 手順書(クレジットカード納付)(PDF形式)(近日中にアップロード)

エ. 動画(切替申請)(近日中にアップロード)

オ. 動画(クレジットカード納付)(近日中にアップロード)

2 申請手続きが変わりました

→ パンフレットはこちら(<https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100469221.pdf>)

(1) 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。【注意:有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です】

(2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄(ビザページ)を追加する増補制度が廃止になりました。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

(3) 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。

(※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます。)

(4) 申請書の変更

令和5年(2023年)3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

→ ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書はこちら

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>)

→ オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

(了)